

令和5年8月25日

新たな「辰野町立小・中学校あり方検討委員会」の立ち上げに向けて

辰野町教育委員会

## 1 あり方検討委員会立ち上げの背景

令和5年度の新学期がスタートし、辰野町内全小中学校では日々、児童生徒の歓声が響き、教室では笑顔が溢れています。

しかし、辰野町の今後の人口推計を見ますと、2020年（令和2年）18,470人の人口は、10年後の2030年（令和12年）には、15,676人、20年後の2040年（令和22年）には12,914人、40年後の2060年（令和42年）には、8,244人まで減少すると推計されており、これに伴って児童生徒数の減少も見込まれています。

事実、前回の辰野町立小・中学校あり方検討委員会を立ち上げた2016年（平成28年）における児童生徒数（両小野小学校を除く）は、児童数938人、生徒数513人でしたが、今年度2023年（令和5年）には児童数752人、生徒数414人であり、わずか7年ほどで児童生徒数は285人減少しており、学級数では約8学級分減少したことになります。

さらにここ数年間、コロナ禍により出生者数も大きく減少し、2019年（令和元年）はついに100人を切り、2021年（令和3年）には80人を下回ったこともありました。今後コロナ禍が終息し、仮に多少出生者数が持ち直したとしても、人口減少に伴う少子化は避けられない状況にあります。辰野町全体で1年間の出生者数を100人とした場合、単純に計算すると、町内全体でも3学級で収まってしまう規模になってしまうことになり、現状の学校配置のままではこの100人が、辰野西小学校、辰野東小学校、辰野南小学校3校に分散して通うことになります。

それに伴い、児童生徒を取り巻く小・中学校の教育環境についても、学びの集団が小さくなったり人間関係が固定化したりして、多様な考えを基により深い学びを実現させることが難しくなったり、学級数の減少により配置される県費教職員数が減少したりして、現在の学校配置では、活気ある良好な教育環境を継続的に維持していくことが極めて困難な状況になることが想定されます。

一方、辰野町内の小・中学校は、いずれも校舎等の老朽化の課題も顕在化しており、校舎やプール、給食室の改修も急務となっています。

このように、様々な教育課題に直面している辰野町ではありますが、未来を担う児童生徒の学びの場である義務教育の質的充実は常に確保されていなければならないため、新たな枠組みによる新しい学校の形を検討していく時期に来ていると考えられます。

そこで、人口減少に伴う急激な少子化等の課題を受け、将来を展望した町内小・中学校の新たなあり方を、幅広い見地から検討するため、今年度新たな「辰野町立小・中学校あり方検討委員会」を設置いたします。

## 2 辰野町の教育理念と方針

### (1) 基本理念

一人一人の個性や特性に応じた学びを支援することを通して、将来に向かって学び続ける子供の育成を図る。

### (2) 育てたい人間像

① 広い視野と豊かな創造力を持った子供の育成を図り、これからの予測困難な社会にあっても、力強く生き抜く力を備えた人。

② ふるさと「辰野町」に学び、故郷に誇りや愛着を持った人。

### (3) 辰野町が目指している教育

① 確かな学力

a 自らに問い、最後まで学び続ける「たつのっ子」

b 共に学び、共に伸びる「たつのっ子」

- ・基礎学力の確実な定着を図るとともに、自ら問い自らの力で課題に立ち向かう意欲を持った子供の育成。
- ・共に認め合い学び合い、幅広い体験を通して総合的に生きる力を育む。
- ・コミュニケーション力を身に付け、積極的にひとやものに関われる子供。
- ・個性を伸ばし、将来の夢の実現に向け意欲的に学び続ける素地づくり。

② 豊かな人間性

a 自他の個性や生き方を認めるバランス感覚を持った心・郷土を愛する心を育む「たつのっ子」

- ・自己を尊い存在であると認識するとともに、相手の思いも大切にして行動できる心の育成を図るとともに、豊かな感性を磨く。
- ・地域のひと、もの、ことに関わる学びを通して、辰野町の自然や風土、文化、芸術に目を向け、辰野町の良さを理解するとともに、郷土に対する愛着が持てる心の育成を図る。

③ 健康・体力

a 心身ともに健康な「たつのっ子」

b 粘る「たつのっ子」

- ・困難にも負けないたくましい心と健康な身体を養う。
- ・社会教育、社会スポーツとの連携を進め、町ぐるみで学びの充実を図る。

3 辰野町立小・中学校あり方検討委員会の検討事項

辰野町立小・中学校のあり方については、前回設置した検討委員会が概ね令和10年までの学校のあり方についての検討であった。そこで今回設置される検討委員会は、令和10年度以降の辰野町立小・中学校のあり方について、辰野町の教育理念と方針を受け、益々進むであろう少子化社会にあっても町立小・中学校が魅力ある学びの場となるために、

(1) 少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項

① 少子化の進展に対応した望ましい教育環境のあり方に関する事項

a : 小・中学校の配置及び通学区に関する事項

・ 学びの適正規模、適正配置及び学校制度 等

b : 小・中学校間の連携のあり方に関する事項

② 小・中学校と地域との連携のあり方に関する事項

a : 辰野町の良さ、特徴を生かした新たな教育課程等のあり方に関する事項

・ 学校制度及び教育課程の概要 等

b : 教育課程外の活動のあり方に関する事項

c : 放課後及び課外活動の位置づけ及び地域連携に関する事項 等

(2) 就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項

① 多様化する児童生徒への支援・指導のあり方に関する事項

② 保育園から小学校・中学校の連携のあり方に関する事項

③ 保育園・幼稚園から高等学校、短期大学まで揃った町の良さを生かした学校づくりに関する事項

(3) その他、教育委員会が必要と認める事項

(設置)

第 1 条 辰野町内の児童生徒数の推移を踏まえ、辰野町立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という）の将来を展望した学校の適正規模・適正配置及び学校のあり方について幅広い見地から研究及び検討を行うため、辰野町立小・中学校のあり方検討委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に挙げる事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を辰野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(1) 少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項

① 少子化の進展に対応した望ましい教育環境のあり方に関する事項

a : 小・中学校の配置及び通学区に関する事項  
・学びの適正規模、適正配置及び学校制度 等

b : 小・中学校間の連携のあり方に関する事項

② 小・中学校と地域との連携のあり方に関する事項

a : 辰野町の良さ、特徴を生かした新たな教育課程等のあり方に関する事項  
・学校制度及び教育課程の概要 等

b : 教育課程外の活動のあり方に関する事項

c : 放課後及び課外活動の位置づけ及び地域連携に関する事項 等

(2) 就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項

① 多様化する児童生徒への支援・指導のあり方に関する事項

② 保育園から小学校・中学校の連携のあり方に関する事項

③ 保育園・幼稚園から高等学校、短期大学まで揃った町の良さを生かした学校づくりに関する事項

(3) その他、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 町内保育園、小・中学校の保護者代表

(2) 町内小・中学校の代表者

(3) 保育園及び幼稚園の代表者

(4) 学識経験者

(5) 一般からの公募者

(6) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、概ね 2 年とするが、当該検討事項に関わる調査、研究及び検討が終了し提言をまとめたとき、解任されるものとする。

2 委員の任期は、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。